秋田県告示第195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 令和 4年 4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の	旧新別	路線名		区	間	敷地の幅員	延	長
種 類						(メートル)	(キロメ	ートル)
県道	田	大館能代	Α	北秋田市脇神字からる	むし岱21番9地先から	11.14~138.58		7. 290
		空港西線		今泉字根立場2番211	まで			
			В	北秋田市脇神字からる	むし岱21番9地先から	7.62~144.95		7. 578
				今泉字根立場2番211	まで			
	新	大館能代	Α	北秋田市脇神字からる	むし岱21番 9 地先から	27.18~ 83.40		0.870
		空港西線		89番21まで				
			В	北秋田市脇神字からる	むし岱21番9地先から	7.62~129.00		7. 578
				今泉字根立場2番211	まで			

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 令和4年4月15日(金)から同月28日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

秋田県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 令和4年4月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員	延 長		
種類				(メートル)	(キロメートル)		
県 道	旧	木戸石	北秋田市坊沢字上三九郎岱87番3地先から	41.00~121.80	0.852		
		鷹巣線	脇神字佐助岱36番3まで				
	新	木戸石	JJ	43.41~146.48	0.852		
		鷹巣線					

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 令和4年4月15日(金)から同月28日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)